

# 仕様書

## 1. 概要

### (1) 件名

吹田市の公共施設 368 契約 (270 施設) で使用する電力供給業務  
(本件は、以下の 2 つの電力供給業務で構成する。)

- 1 片山・岸部地域備蓄倉庫その他の公共施設 339 契約 (244 施設) で使用する電力供給業務
- 2 北千里給水拠点その他の公共施設 29 契約 (26 施設) で使用する電力供給業務

### (2) 需要場所

別紙1-1、1-2に掲げる施設及びこれに附属する施設

## 2. 仕様

### (1) 需要場所ごとの予定契約電力、予定使用電力量

別紙1-1、1-2に掲げるとおり

### (2) 受給期間

令和 8 年10月 1 日以後の最初の検針日の 0 : 0 0 から令和 9 年10月 1 日以後の最初の検針日の前日の 2 4 : 0 0 まで (1年)

### (3) 需要地点

需要場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

### (4) 電気工作物の財産分界点

需要地点に同じ。

### (5) 保安上の責任分界点

需要地点に同じ。

### (6) 供給条件

次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書<sup>\*</sup>を付与した電力とし、再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 1 0 0 % であること。

<sup>\*</sup>FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再エネ指定有)、グリーン電力証書等

イ 供給電力の基礎排出係数は  $0.000 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$  以下とすること。

### (7) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

### (8) 検針日及び計量日

ア 検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日(検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日)に原則として実施するものとする。

イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

## 3. 電気料金の算定方法等

## (1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### ① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3、①-4及び①-5を合計して得た金額とする。

#### ①-1 基本料金

契約種別ごとに同一の基本料金単価を定め、月ごとに需要場所ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

#### ①-2 電力量料金

契約種別ごとに同一の電力量料金単価を定め、月ごとに需要場所ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

#### ①-3 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じるか、独自の燃料調整費を設定する場合、市場価格によって変動する要素が含まれない算定緒元であるものとする。燃料調整費額は設定しない場合も可能とする。契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

#### ①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

#### ①-5 政府補助金

国による電気・ガス料金の負担軽減に係る対策事業・支援事業の実施期間中は、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

### ② 単価の単位

単価の単位は円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

### ③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

## (2) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

## (3) 電気料金の請求・支払い

電気料金の請求・支払いは、次のアからエまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、請求書及び利用明細を交付するものとする。なお、紙面ではなく、WEB

により請求書を発行する場合は、メール等による通知を行うこと。

ウ 請求書については、契約後に市の求めに応じ、グループごとに分割して作成し、施設担当課宛に交付すること。なお、請求内訳は施設毎に分けて整理し、施設担当課で確認が行えるものとする。

エ 支払いは受注者が指定する口座に振り込む方式によるものとする。

#### (4) 再生可能エネルギー電気の確認資料等

受注者は、供給条件を満たすことを証明するため、次のアまたはイに掲げる資料を市に提出しなければならない。

ア 供給条件において指定された契約供給電力における基礎排出係数において、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第4項に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表しているものと同様であること証する書類（任意様式）

提出時期：市との協議により定めた期間内

イ 再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し

提出時期：市との協議により定めた期間内

#### (5) その他

省エネ法・温対法等の届出に際し、非化石エネルギーの使用状況等が必要となることから、市と協議の上、決定した時期までに供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料を提出すること。

### 4. 入札金額算出方法

- ① 環境価値単価は各社任意で設定可能であり、負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。なお、設定する場合は、契約期間中の単価は同一単価とする。
- ② 燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし、設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。
- ③ 燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は、指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお、受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は、本入札において指定する単価を使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。
- ④ 容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。なお、契約期間中の単価は同一単価とする。
- ⑤ 本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、国の電気・ガス料金の負担軽減に係る対策事業・支援事業は考慮しないこと。

### 5. 受注者の留意事項

#### (1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

#### (2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、市が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 契約電力及び使用電力

市の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者（この号及び次号において、候補者を含む。）は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の一般送配電事業者が定める託送料金、損失率の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、市へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、市は当該契約の締結の取りやめ、又は解除をすることができる。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

(5) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(6) その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整等この仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、市及び受注者で協議して別途定める。

以 上